



# **グリーン調達基準**

## **(BNG-ST-GN-201102)**

制定 2011年 2月

**株式会社バンダイナムコゲームス**

## 目次

はじめに

1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語定義
4. グリーン調達基準の考え方
5. お取引の流れ
  5. 1. お取引を開始するまで【取引先環境評価】
  5. 2. お取引開始後の流れ【製品等評価】
  5. 3. 分析による確認
  5. 4. 【参考】適合証明書
6. 改訂履歴

**【ご注意】**

本書にかかる著作権をはじめとする権利は、株式会社バンダイナムコゲームスに帰属します。

●グリーン調達基準に対するお問い合わせ

株式会社バンダイナムコゲームス 事業推進本部品質保証部品質保証課  
TEL : 03-6744-4060 FAX : 03-6711-5428 E-Mail : bng-green@rd.bandainamcogames.co.jp

本グリーン調達基準は、今後の法規制や社会状況の変化により、改訂させていただくことがあります。なお本グリーン調達基準は、株式会社バンダイナムコゲームスWEBサイトでもご覧いただけます。

<http://www.bandainamcogames.co.jp/>

## バンダイナムコゲームス グリーン調達基準(BNG-ST-GN-201102)

### はじめに

株式会社バンダイナムコゲームスは、2005年にアミューズメント業界では初の「グリーン調達基準書Ver. 1.0」を発行。以来、サプライチェーン全体での含有化学物質管理に取り組んできました。

2006年に改訂された「グリーン調達基準書Ver. 2.0」では、欧州のRoHS指令※対象6物質群を含む全15物質群を禁止・制限し、環境負荷に配慮した製品を提供。欧州RoHS指令等、各国法規制に適合した製商品の生産を、国内外で開始しています。

そして2009年4月、『世界で最も期待されるエンターテインメント企業』を目指すバンダイナムコゲームスは、「総合品質」の向上・強化を目指した品質保証活動の一つとして、「モノづくり」基準『BANDAI NAMCO GAMES STANDARD (BNG-ST)』を制定。「総合品質」とは製品の品質だけでなく、開発・生産・販売・修理・環境対応等の企業活動全ての「質」を包括したものです。すべてのお客様が安心してご満足いただける製品品質を実現するため、お取引先様の品質活動に対し、助言・指導・審査を行っています。

グリーン調達活動は、お取引先様のご理解、ご協力なくしては困難であり、今後ともお取引先様とのパートナーシップをさらに強化・推進いたしたく、ご支援ご協力の程、よろしく願致します。

## バンダイナムコゲームス グリーン調達基準(BNG-ST-GN-201102)

### 1. 目的

株式会社バンダイナムコゲームスは、バンダイナムコグループが定める環境方針のもと、地球環境保全活動を進めており、その一環としてグリーン調達に取り組んでいます。弊社のグリーン調達は、地球環境保全に積極的に取り組まれているお取引先様から、環境負荷に配慮した部品、材料、半製品、製品、販促品を積極的に購入することにより、事業活動における市場に対する環境負荷の低減に貢献することを目的とします。

### 2. 適用範囲

バンダイナムコゲームスが提供する電子電気製品を構成する、以下の物品に適用します。

- ・ 部品
- ・ 材料
- ・ 半製品
- ・ 製品
- ・ 販促品

※本グリーン調達基準においては、上記物品を「製品等」と表記します。

弊社製品においても法令による規制や代替材料の有無等を考慮して、本グリーン調達基準の適用範囲外とする場合があります。またお得意先様指定によるOEM生産品、又は他社製品を販売する場合は、お得意先様のグリーン調達基準を優先、尊重し、本グリーン調達基準の適用範囲外となる場合があります。

### 3. 用語定義

#### 1) 特定化学物質

バンダイナムコゲームスが含有禁止・制限・管理等を行うべきものとして定める化学物質（別紙参照）。

#### 2) 含有

製品等に特定化学物質が含有する全ての場合をいう。例として下記のような状態が挙げられる。

- ・ 特定化学物質が意図的に使用された状態
- ・ 不純物として含有する状態
- ・ 製造工程で使用され、製品等に特定化学物質が残留、又は付着した状態（例えば製品の製造工程で、製品等に直接触れる金型、治工具、設備機器などから製品が汚染される可能性がある場合は、製品等と触れる部位は管理対象として考えなければならない）

#### 3) 意図的添加

製品等の特性、概観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製造時に特定化学物質を意図して使用すること。

#### 4) 不純物

天然素材中に含有され、精製過程で技術的に除去しきれない物質、又は合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。

#### 5) 均質材料

異なる材料へと機械的（切断・破壊・粉碎・研磨工程等）に分解できない素材

#### 6) 閾値

製品等に含まれる特定化学物質の含有濃度の最大値。

#### 7) 可塑化

加工性や対候性の向上を目的として、プラスチック材料を柔軟にすること。

## 4. グリーン調達基準の考え方

バンダイナムコゲームスは、地球環境保全活動を進めるために、お取引先様の製品等及び事業活動を、その環境管理システム、パフォーマンスの観点から以下の4フレームに分け、それぞれが有効に機能していることが重要であると考えます。バンダイナムコゲームスとお取引をする場合、お取引先様におかれましては、「要求事項」を満たす必要があります。

### A) 製品等における環境管理システム（要求事項）

バンダイナムコゲームスへ納入する製品等に含まれる特定化学物質を把握・管理するための仕組み（グリーン調達調査共通化協議会【JGPSSI】、及びアーティクルマネジメント推進協議会【JAMP】が共同で発行する『製品含有化学物質ガイドライン』（第2版）の実施項目一覧表に沿った取組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それに従って活動を行っている）が構築されていること。

『製品含有化学物質ガイドライン』では、管理対象物質を定めていませんが、本事項における管理対象物質は、バンダイナムコゲームスが定める特定化学物質を含むことを必須とします。

### B) 製品等におけるパフォーマンス（要求事項）

バンダイナムコゲームスに納入する製品等の中に、バンダイナムコゲームスが定める特定化学物質について閾値を越えて含有させていないこと。

### C) 事業活動における環境管理システム（推奨事項）

企業が事業活動において生じる環境負荷を低減するための配慮や、改善するための仕組みが構築・運用されている。

1. 環境管理方針（経営者の宣言）
  - ・ 環境管理活動に関する方針の作成
  - ・ 方針に対する従業員への周知
2. 計画策定
  2. 1. 環境側面（現状調査）
    - ・ 事業活動の環境負荷の調査
    - ・ 環境関連法規制の調査
    - ・ 製造環境影響物質の調査
    - ・ 土壌地下水汚染物質対策の調査
  2. 2. 目標と計画の策定
    - ・ 環境側面の調査結果を基にした、環境負荷低減を行うための目標と計画の策定
3. 運用管理
  - ・ 環境管理システムの管理者の設置
  - ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の作成
  - ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の従業員への周知
4. パフォーマンスの評価及び改善（実施状況の改善と確認）
  - ・ 計画の進捗状況、目標の達成状況、本条件の充足状況の評価、及び経営者への報告
5. マネジメントレビュー（経営者による見直し）
  - ・ 経営者を含めた実施状況の確認と問題点の解決、及び1. 環境管理方針と2. 2目標と計画の策定への反映

各項を行うための責任と手順を定め、文書化し、定めた手順に従って活動を行い、記録を残している。

**D) 事業活動におけるパフォーマンス（推奨事項）**

環境管理システムの構築・運用の結果、法規制遵守、使用禁止物質の不使用、削減対象物質の使用削減、土壌地下水汚染防止対策を実施していること。

1. 法規制の遵守
  - ・ 環境保管連法規制を遵守している
2. 製造環境影響物質の管理
  - ・ バンダイナムコゲームスに納入する製品等の開発、生産、販売の過程において、バンダイナムコゲームスが定める特定化学物質について閾値を越えて含有しないよう管理している。
3. 土壌地下水汚染防止対策
  - ・ 化学物質の土壌地下水汚染に関する防止対策を講じている

## 5. お取引の流れ

### 5. 1. お取引を開始するまで【取引先環境評価】

#### ①「バンダイナムコゲームス グリーン調達に関する覚書」の締結

バンダイナムコゲームスは、グリーン調達を進めるにあたり、お取引先様とグリーン調達に関する覚書を締結させていただいております。本覚書は、お取引先様よりいただく含有化学物質の調査データの担保とし、調査データの信頼性を確認するためのものです。併せて、特定化学物質等に対する法規制国において何らかの問題が発生した場合の責任の所在を明確にすることも考慮しております。

#### ②「自己評価票」「実施項目一覧表兼チェックシート」の提出

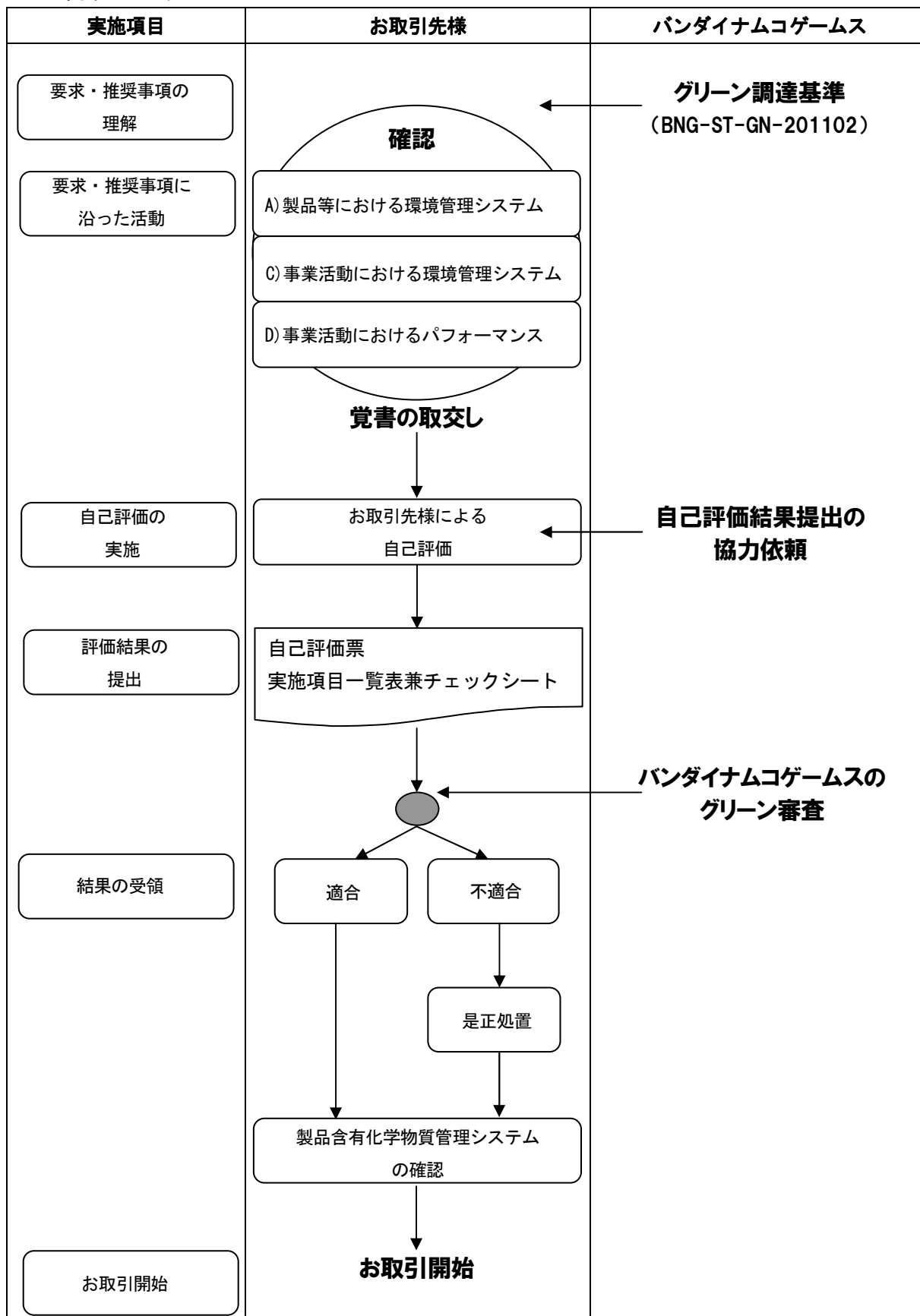
「自己評価票」及びグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）、及びアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）発行「製品含有化学物質管理ガイドライン」（第2版）に基づく、「実施項目一覧表兼チェックシート」に基づき、自社における環境、及び化学物質管理の取組みについて自己評価をしていただき、ご提出いただきますようご協力願います。本評価はバンダイナムコゲームスのグリーン調達の目的である「地球環境保全に積極的に取り組まれているお取引先様から、環境負荷に配慮した製品等を積極的に購入することにより、事業活動における市場に対する環境負荷の低減に貢献すること」に対するものです。

#### ③製品含有化学物質管理システムの評価（グリーン審査）

バンダイナムコゲームスでは、ご提出いただいた資料を基に、お取引先様の製品含有化学物質管理システムの運用状況の審査（グリーン審査）を行い、地球環境保全に積極的に取り組まれているお取引先様から優先してお取引させていただきます。製品含有化学物質管理システムに重大な問題がある等、弊社が判断させていただいた場合、お取引が出来ない場合もあります。

バンダイナムコゲームス グリーン調達基準(BNG-ST-GN-201102)

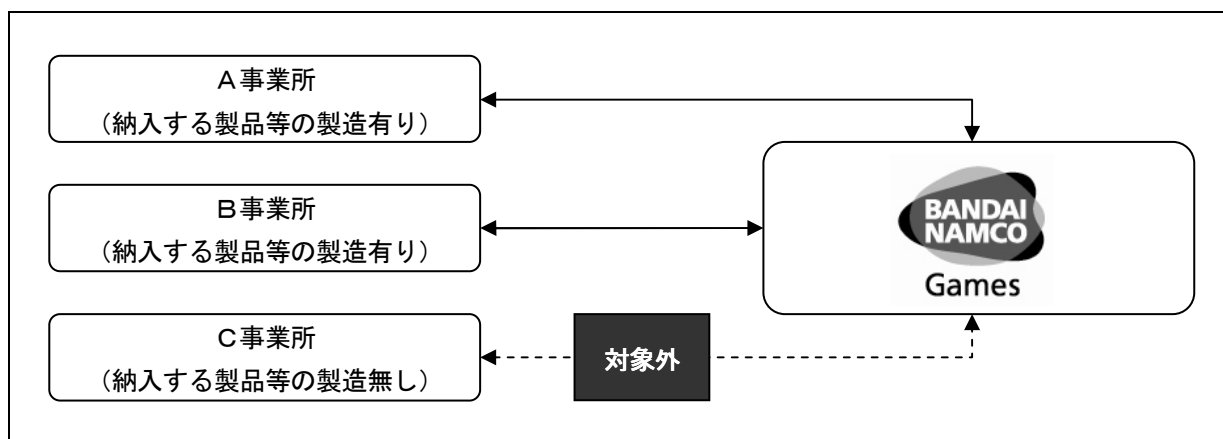
お取引開始までの流れ



★「自己評価」の対象

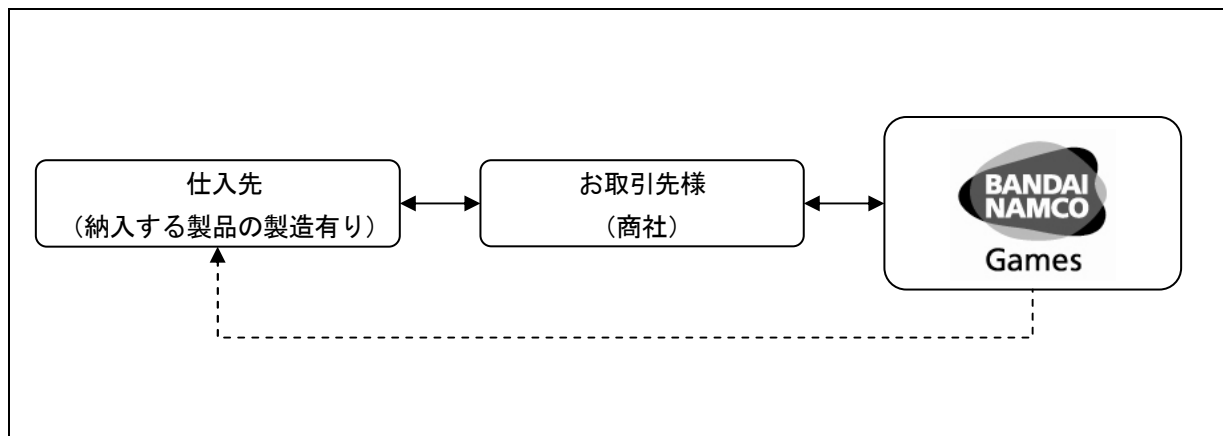
①お取引先様が『メーカー』の場合

バンダイナムコゲームスへ納品する製品等を製造する事業所全てを評価の対象とします（バンダイナムコゲームスへ納入する製品等を製造しない事業所は対象外）。ただし製造しない事業所であっても、評価対象の事業所における製品含有化学物質管理システムに関係がある場合は、評価対象となります。事業所毎に異なる製品含有化学物質管理システムを運用されている場合は、事業所毎の評価となります。全ての事業所が同一の製品含有化学物質管理システムを運用されている場合は、評価対象は1つとなります。



②お取引先様が『商社』の場合

原則として、お取引先様が評価対象となります。弊社へ納入する製品の製造先（仕入先）の確認は、お取引先様（商社）によって実施していただきます（リスク等に応じて弊社が直接、弊社に納入する製品等を製造している仕入先様、又は委託先の事業所様を対象として審査を実施する場合がございます）。



## 5. 2. お取引開始後の流れ【製品等評価】

### ①簡易適合調査の実施

バンダイナムコゲームスの担当者より、製品等の採用を目安とする簡易適合調査を実施いたします。

### ②「適合証明書」の提出

バンダイナムコゲームスへ納品する製品等が、バンダイナムコゲームスグリーン調達基準に適合していることを証明する「適合証明書」（弊社指定様式）をご提出いただきます。

### ③含有化学物質情報の調査回答

バンダイナムコゲームスへ納品する製品等に関する含有化学物質情報を、ご提出いただきます（回答期限は調査依頼日より1ヶ月となります）。

#### 【重要】

バンダイナムコゲームスに納品いただく製品等に関しては、含有化学物質情報の事前入手の徹底をお願いいたします。

なお調査回答ツールは原則としてグリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）調査回答ツール（Ver.4.10）を使用、電子データによりご提出ください。調査回答ツール操作方法については、下記URLをご参照願います。

グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）ウェブサイト

[http://210.254.215.73/jeita\\_eps/green/greenTOP.html](http://210.254.215.73/jeita_eps/green/greenTOP.html)

Ver. 4.10 調査回答ツール、及び各種マニュアル

[http://210.254.215.73/jeita\\_eps/green/green\\_JIG\\_V410.htm](http://210.254.215.73/jeita_eps/green/green_JIG_V410.htm)

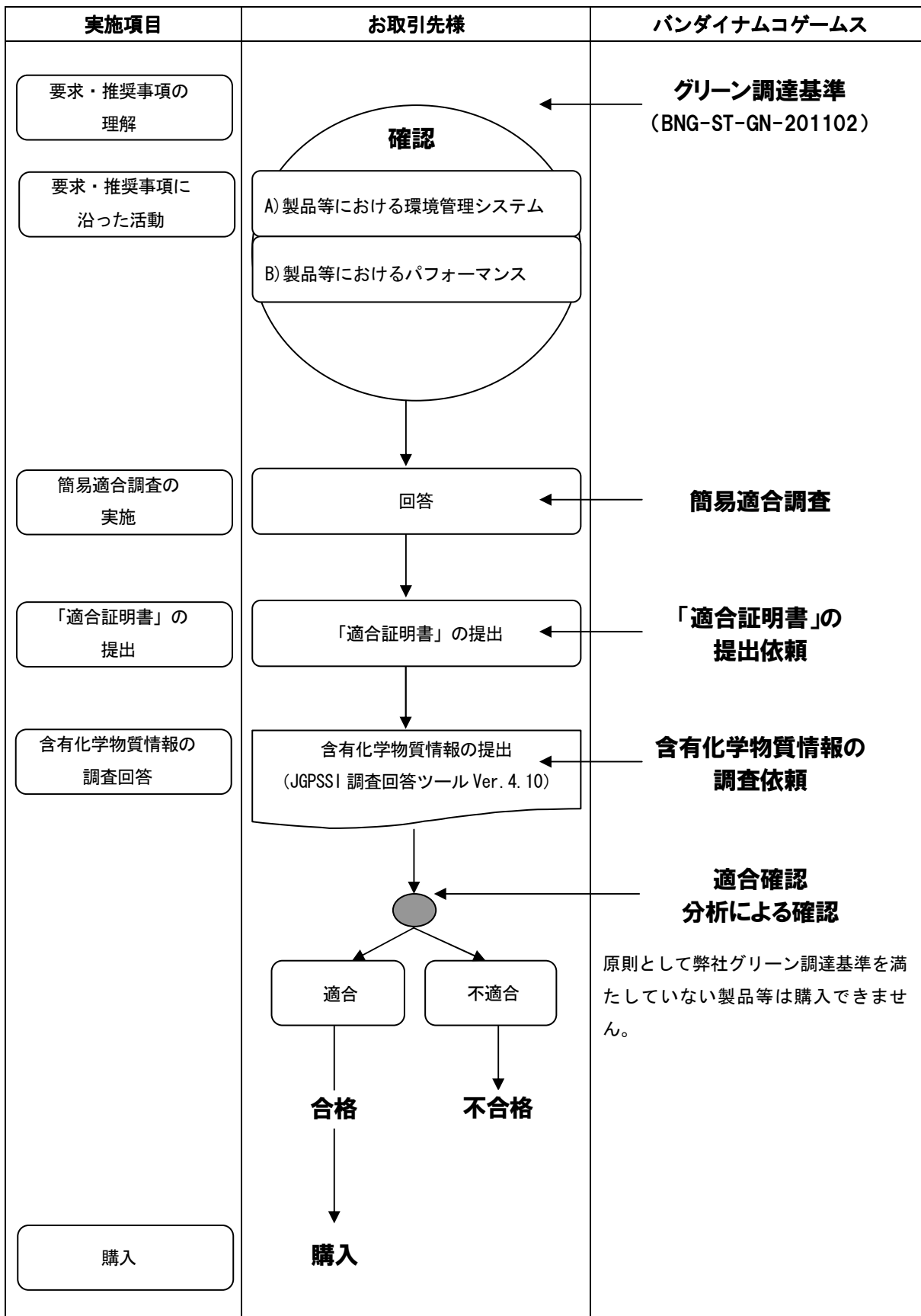
#### 【ご注意ください】

- ※ ご提出いただいたデータに誤り等不備があった場合は、再提出をお願いいたします。
- ※ 回答期限が遅れる場合は、必ず連絡願います。正当な遅延理由がなくご回答いただけない場合は、バンダイナムコゲームスが外部第三者機関に分析・調査依頼を行います。第三者機関による分析・調査依頼の際は、分析サンプルの無償提供、並びに関連費用をお取引先様にご負担願います。ご了承下さい。

### ④製品等の購入

ご提出いただいた含有化学物質情報をもとに適合調査を行い、当社グリーン調達基準に適合している製品等を購入いたします。原則として、当社グリーン調達基準を満たしていない製品等は購入できません。

お取引開始後の流れ



### 5. 3. 分析による確認

バンダイナムコゲームスでは、含有化学物質情報をご提出いただいた後、いただいた調査データとの照合のため、分析による確認を以下の通り実施いたします。

#### ①検査対象機種

原則として全機種を対象とします。

※詳細につきましては、個別にご連絡いたします。

#### ②対象製品

国内購入品：対象製品の一部部品

海外購入品：原則として対象製品の全部品

※海外工場で生産された部品は海外購入品とみなします。

#### ③検査方法

蛍光X線分析装置使用によるスクリーニング検査を実施いたします。クロムを検出した場合は、六価クロムパックテストを実施いたします。

#### スクリーニング検査によって判断できる化学物質

鉛、水銀、カドミウム、総クロム、及びEN71レベルの重金属8元素（アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、クロム、鉛、水銀、セレン）。

#### ④不適合の場合の処理

含有化学物質情報と抜き取り検査におけるデータの不一致があり、かつ検出された特定化学物質の含有値が、バンダイナムコゲームスが定める規制値を超える場合、外部第三者機関において精密分析を実施します。

その際、お取引先様に関連費用をご請求させていただく場合があります。ご了承願います。

精密分析で異常値が検出され、「原因究明が出来ない」「適合品に交換できない」といった場合、生産の停止、又は出荷停止をする場合があります。

※詳細につきましては、個別にご連絡いたします。

5. 4. 【参考】適合証明書

文書 No.BNQH-Q-E-C-201102



Games 株式会社バンダイナムコゲームス 御中

## Environmental Certificate of Compliance

|      |  |        |  |   |
|------|--|--------|--|---|
| 会社名  |  |        |  | 印 |
| 住所   |  |        |  |   |
| 担当部署 |  | 担当者名   |  |   |
| 電話番号 |  | FAX 番号 |  |   |

| No | 注文書 No | 注文日 | 品名 |
|----|--------|-----|----|
| 1  |        |     |    |
| 2  |        |     |    |
| 3  |        |     |    |
| 4  |        |     |    |
| 5  |        |     |    |

当社は、株式会社バンダイナムコゲームスに提示されたグリーン調達基準(BNG-ST-GN)に従って、当社が納入する上記材料/部品/半製品/製品について、下記基準を満たすことを保証します。

※含有される化学物質情報は、バンダイナムコゲームス指定書式(JGPSSI 調査回答ツール)により提出します。

### ■BNGグリーン調達基準(BNG-ST-GN)

(特定化学物質一覧 Ver. )

上記について、事実と相違ないことを証明します。

発行日 年 月 日

代表者又は代理人署名

6. 改訂履歴

| 版 | ページ | 改訂内容  | 日付        |
|---|-----|---|-----------|
| 1 | 全   | 新規制定  | 2005/9/1  |
| 2 | 全   | 社名変更<br>株式会社ナムコ→株式会社バンダイナムコゲームス                                       | 2006/11/1 |
| 3 | 全   | モノづくり基準制定にともなう文書番号の変更<br>BNG-ST-GN-200904<br>提出書類の追加<br>自己評価票、チェックシート | 2009/4/1  |
| 4 | 全   | グリーン調達基準全面改訂<br>特定化学物質の追加、適合証明書の採用他                                   | 2011/2/1  |
| 5 | 13  | 分析による確認<br>検査対象機種を変更  | 2011/6/1  |
|   |     |   |           |

